**平成２１年（フ）第１０４７号**
兵庫県尼崎市南武庫之荘８丁目30番12号佐野マンション102
債務者　河野　新吾
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２１年（フ）第２３３号**
鳥取県八頭郡若桜町大字根安89番地
債務者　中尾　久雄
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第３２２号**
鳥取県鳥取市賀露町北３丁目19番18号、旧住所鳥取県鳥取市寿町630番地
債務者　中杉千津子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第３２３号**
鳥取県鳥取市気高町下光元251番地
債務者　植田　式章
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第３６７号**
山口県下関市豊北町大字田耕2604番地
債務者　嶋村　裕次
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２１年（フ）第３９７号**
山口県下関市伊倉本町９番30―310号　アトレーユ24、前住所山口県下関市秋根新町７番４―903号
債務者　岡本　愛子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２１年（フ）第７５５号**
大分県臼杵市大字江無田1356番地の18
債務者　岩片　達也
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２１年（フ）第７６５号**
大分県別府市大字南立石2037番地の４
債務者　藤野　幸男
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２１年（フ）第５８９号**
宮崎市天満１丁目３番25号　パークビューマンションⅡ401号
債務者　原田　由美
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第６１２号**
宮崎市大字細江4281番地26
債務者　児玉　俊一
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第６１３号**
宮崎市大字細江4281番地26
債務者　児玉早知子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第１５４号**
鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町11番１―13号
債務者　元平　耕一
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

**平成２１年（フ）第１５５号**
鹿児島県奄美市名瀬春日町14番７―21号
債務者　森山みち子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

**平成２１年（フ）第１２２号**
岩手県北上市大堤西１丁目６番14号　ル・ソレイユＢ棟
債務者　高林　親弘
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２１年（フ）第１２５号**
岩手県花巻市本館２丁目２番地５　モトサトタウン10号
債務者　小岩　信一
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２１年（フ）第１２６号**
岩手県北上市黒沢尻１丁目10番10号　コーポグレージュ103号
債務者　松原　和行
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２１年（フ）第１３０号**
岩手県北上市相去町滝ノ沢15―３レントハウス滝ノ沢Ｋ号、住民票上の住所岩手県北上市村崎野16地割232番地５
債務者　小田島秀明
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２１年（フ）第２０７号**
宮城県石巻市広渕字砂一49番地
債務者　宮澤　聖美（旧姓平木）
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係